

第3次あま市地域福祉計画 第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画

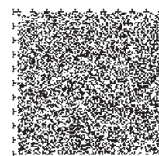
概要版



令和6年(2024年)3月
あま市
あま市社会福祉協議会

音声コード付与について

この計画書には、目の不自由な方などへの情報提供に役立てられている「音声コード」(Uni-Voice)を採用しています。ページ角にあるコードに対し、専用のアプリ等を使用すると、音声に変換し文章を読み上げます。



第3次あま市地域福祉計画

1 計画の概要

地域福祉計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

本計画では、市総合計画の下、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもから高齢者、障がいのある人もない人も、すべての人々を対象として、地域の福祉課題を解決していくための取組を示すものとして位置づけます。

■計画策定の目的

本市が抱える地域課題を解決していくためには、行政による福祉サービスだけでは対応しきれず、地域住民が主体となり課題の解決に取り組むことが必要です。

本市では、「地域福祉」を「**地域みんなが安心して暮らすために地域みんなが福祉課題の解決に取り組むこと**」と定義し、新たに第3次計画を策定します。

**地域みんなが安心して暮らすために
地域みんなが福祉課題の解決に取り組むこと**

■計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間の計画です。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。

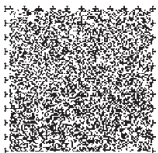
また、第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画及び第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画も一体的に策定し、同様に5年間の計画とします。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第2次計画		第3次計画					第4次計画	
見直し		見直し					見直し	

■SDGsとの整合

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における令和12年(2030年)までの17のゴール・169のターゲットからなる国際目標です。貧困問題やジェンダー平等など持続可能な社会の実現を目指すためのビジョンや課題が示されています。

本計画においても SDGs の掲げる目標との整合を考慮し、地域福祉を推進していきます。



2 基本理念

地域の福祉課題を解決していくためには、住民一人ひとりや多様な主体が参画し、人と人や世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指すことが必要です。

本市では、この「地域共生社会」の実現に向けて、福祉の支援の必要な人だけでなく、地域のあらゆる人を対象とした「福祉コミュニティ」を推進するための「みんなでつくり みんなが集う あまの福祉コミュニティ」を本計画の基本理念とします。

【基本理念】
みんなでつくり みんなが集う
あまの福祉コミュニティ

3 基本方針

本計画の基本方針を「地域コミュニティの再構築」「福祉コミュニティの充実」「だれもが集うコミュニティの構築」の3つとし、基本方針のもとに関連する基本目標を設定します。

基本方針 1

地域コミュニティの再構築

これからの地域コミュニティを構築していきます



地域コミュニティづくりのための地域活動や行事への参加促進を行ってきましたが、コロナ禍によってコミュニティ同士のつながりが薄れ、地域の課題が顕在化しています。コミュニティの再構築のためには、再度地域で集う活動の参加への理解を深め、活動を展開していくこと、また参加しやすい活動の機会提供が重要になるため、これまでの地域コミュニティの再構築のための取組を推進していきます。

基本目標

(1) 人権尊重の推進

- 人権に関する広報・啓発、教育を推進することにより、誰もが地域コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めていきます。

(2) 地域コミュニティ参加の周知・啓発

- 地域コミュニティ参加の重要性の周知や様々な行事・イベントを開催し、多くの人々が身近な地域活動や行事へ参加するよう促します。

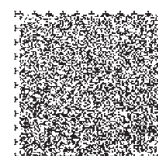
基本方針 2

福祉コミュニティの充実

みんなが安心して暮らせる地域をつくりましょう



福祉の課題が多様化する状況においては、より一層の地域住民や団体との連携や包括的に支援する体制づくりが福祉コミュニティの構築に必要となるため、福祉コミュニティ充実のための取組を推進していきます。



基本目標

(1)生活環境・地域の包括的な支援の充実

- 地域福祉の課題は、介護、子育て、障がいなどにとどまらず、住まいや交通など広範囲に渡る取組が必要なため、これらの課題に対応する包括的な支援体制づくりを進めていきます。



(2)担い手をつくる・増やす

- 福祉コミュニティの担い手であるボランティアの育成やボランティア活動推進のための体制整備や活動しやすい環境づくりを進めていきます。

(3)防災への取組を推進する

- 自主防災会への支援など様々な防災活動を通じて、災害時の自助・互助・共助の取組を広め、地域での防災の取組を推進していきます。

(4)情報の共有・周知を図る

- 多様な媒体を用いて福祉に関する情報発信の充実を図ります。

(5)再犯防止の推進

- 地域での更生保護に関する理解を深め、みんなが安心して暮らせる地域づくりのなかで、犯罪をした人の社会復帰への支援体制を構築し、再犯防止を推進していきます。

基本方針3

だれもが集うコミュニティの構築

だれもが集うことのできるコミュニティが必要です



福祉課題が複雑化・複合化している状況においては、公的サービスでは対応が難しい課題が顕在化し、重層的な支援体制を構築していくことが必要になります。また、子どもから大人まで世代や属性を問わず、多世代が交流する場づくりなどが重要なため、地域コミュニティや福祉コミュニティの枠にとらわれない、だれもが集うコミュニティの構築に向けた取組を推進していきます。

基本目標

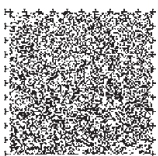
(1)包括的な相談の支援

- 福祉ニーズが複雑化・複合化する中で、子どもから大人まで世代や属性を問わず、必要な支援につながる体制が必要です。様々な福祉ニーズへ幅広く対応できるように、包括的な相談や権利擁護のための支援を行っていきます。



(2)多様な人が集う場づくりの推進

- 世代や属性を問わず、様々な人の居場所があり、活躍できる地域共生社会の実現に向けた取組が重要であるため、多様な人が集うことのできる場づくりを推進していきます。



4 重点施策

本計画では、基本目標の実現のため計画期間中、特に重点を置いて進める施策として以下の3つを掲げ、各施策の積極的な推進を図ります。

重点施策 1 人権尊重とボランティア活動の推進・充実

① 人権教育と福祉教育の向上

- 様々な人が活躍し、支え合う社会の実現に向けて、人権意識の向上や地域福祉の理解向上のための啓発・教育活動に取り組みます。

② ボランティア活動の場の充実

- ボランティアの窓口を設置している社会福祉協議会ボランティアセンター、市民活動センター、生涯学習課が連携し、活動の支援や紹介を行うほか、ボランティアコーディネーターを配置し、活動の場の開拓や情報収集などの総合的なコーディネートを行います。

重点施策 2 災害時の支援体制の充実

① 避難行動要支援者制度の取組推進

- 避難行動要支援者名簿に登録された情報を避難支援等関係者へ提供したり、関係機関と共有したりすることにより、個別避難計画の作成を進めることで、要支援者制度のさらなる充実に取り組みます。

② 災害ボランティアセンターの機能向上

- 自主防災会との連携の強化やボランティアの育成により、災害時に設置する災害ボランティアセンターの機能向上に取り組みます。

重点施策 3 福祉相談窓口の機能拡充

① 重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討

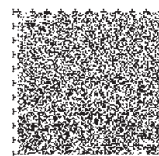
- 福祉ニーズの複雑化・複合化により、世代や属性を問わない包括的な支援の必要性が高まっていることから、庁内の体制整備などを含めた重層的支援体制整備事業の実施に向けて検討します。

② 生活困窮者自立支援の充実

- 生活困窮者の相談支援を引き続き実施する中で、多様化・複合化した生活課題に即した対応ができる支援体制とするとともに、社会的背景を踏まえた支援の充実に取り組みます。

③ 権利擁護支援の充実

- 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、引き続き成年後見制度の普及・啓発に取り組みます。また、本人の状況や判断能力に応じて、成年後見制度の利用促進につながるよう、市長申立てを含めて審判申立てを支援します。



第3次あま市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

1 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会(以下「社協」といいます。)は、社会福祉法第109条に基づいて、地域の方々や福祉、保健、医療の関係者、ボランティア、行政機関の協力を得ながら、誰もが安心して暮らせる「福祉のまち」の実現を目指して活動する民間の社会福祉団体です。社協では、住民の皆様からお寄せいただいた会費や寄附金、赤い羽根共同募金の配分金、補助金等を財源として社会福祉事業等を実施しています。

2 地域福祉活動計画の基本的な考え方

社協では、「地域福祉」を市と同様に、「**地域のみんなが安心して暮らすために地域のみんな**で福祉課題の解決に取り組むこと」と定義します。

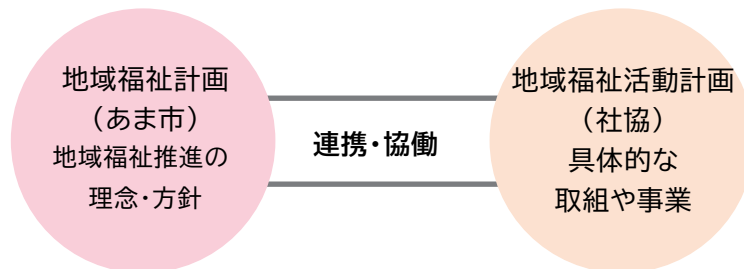
地域福祉の推進に当たって、社協が中心的な役割を担い、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者(個人・グループ・団体等)、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス提供等)を経営する者及び行政機関等と協力し、福祉のまちづくりを進めるための行動計画が「**地域福祉活動計画**」です。



3 計画の位置づけ

社協は社会福祉法第109条の中で地域福祉の推進を図る団体として位置づけられています。地域福祉活動計画は、地域福祉実施の実効性を高め、地域福祉を推進する“車の両輪”として機能するように、十分に連携を図りながら策定します。地域福祉計画と一体的に策定します。

《第3次計画と第3次活動計画の関係図》

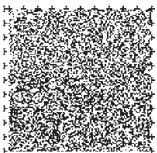


4 計画の期間

計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5か年の計画です。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。

5 基本理念

社協では、計画の基本理念を市の地域福祉計画と共有し、「**みんなでつくり みんなが集う あまの福祉コミュニティ**」とします。この基本理念に基づいて、4つの基本的な方針を定め、各事業の施策を展開していきます。



6 基本方針

本計画の基本方針を「地域福祉を理解し、様々な交流や地域づくりを推進します」「みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします」「だれもが集って参加できる活動を支援します」「さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します」の4つとし、基本方針のもとに関連する事業内容を掲載し、取り組んでいきます。

1 地域福祉を理解し、様々な交流や地域づくりを推進します

身近な地域での活動に関心を持つことは、地域で生じる課題を地域住民の支え合いにより、解決するつながりの場である「地域コミュニティ」づくりの一步につながります。新たな福祉の課題を知って頂くために、啓発活動や出前講座を行う他、交流や活動を活発化し、地域コミュニティのさらなる構築に寄与する施策を展開していきます。

- 福祉教育・福祉協力校事業
- 福祉出前講座の拡充と福祉啓発活動
- ふれあい・いきいきサロン支援事業
- 地域包括支援センター事業



2 みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします

支え合う共生のまちをつくるためには、地域活動の担い手となるボランティアの育成と活動のコーディネートが必要です。市全体におよぶ包括的な連携支援によって福祉課題を解決していく「福祉コミュニティ」のさらなる充実のため、社協では今後もボランティアの育成に取り組む他、総合相談支援体制づくりや、包括的な福祉コミュニティ充実のための取組を推進します。

- 安心支え合いネットワーク事業
- 配食サービス事業
- ボランティアセンター運営事業
- 福祉団体の育成
- 地域包括支援センター事業
- 障害相談支援事業
- 各種相談事業
- 情報誌「まるっとあま」(社協だより)の発行
- ホームページとSNSを活用した福祉の情報発信・提供
- 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
- 法人後見業務「サポートあま」
- 日常生活自立支援事業
- 貸付事業
- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 生活介護事業
- 就労継続支援 B 型事業
- 車いす専用車貸付事業
- 移動援助サービス事業
- 車いす貸出事業
- 防災・災害対策の推進



3 だれもが集って参加できる活動を支援します

公的サービスでは対応が難しい課題が顕在化し、重層的な支援体制の構築や多世代が交流する場づくりなど、制度の垣根を越えて全ての人が対象になる支援体制やコミュニティが必要とされています。社協では、生活支援コーディネーター・ボランティアコーディネーターなどによる地域資源の把握や多様な団体との連携に努め、だれもが集うことのできるコミュニティの構築に向けて取り組んでいきます。

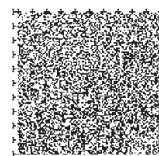
- ボランティアセンター運営事業
- ふれあい・いきいきサロン支援事業
- 小・中学校入学児童・生徒への祝品贈呈事業



4 さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します

社協は、今後も地域住民やボランティアや会員の協力を得ながら、事業の充実と体制の強化に努めていきます。また職員の質の向上のための研修や有資格者の職員の適正な配置、会員募集や支出の抑制に引き続き取り組みます。

- 利用者の利益保護
- 支出の抑制
- 職員体制の強化
- 会員募集



第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の目的

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断の能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な方々の生命、財産などの権利を守ることを目的とした制度です。

第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画では、ノーマライゼーションや支援を必要とする方々の自己決定権の尊重等の理念、本人保護の理念、意思決定支援の考え方を基に、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用となるよう取り組みます。

2 基本理念

計画策定の目的や基本的な考え方などを踏まえ、成年後見制度の利用の促進や権利擁護支援から地域共生社会の実現を目指すため、本計画では、「誰もが自分らしく安心して暮らせる みんなでつくる権利擁護のまち あま」を基本理念とします。

【基本理念】
誰もが自分らしく安心して暮らせる
みんなでつくる権利擁護のまち
あま

3 基本目標

本計画の基本目標を「権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進」「権利擁護に係る相談支援体制の充実」「権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備」の3つとし、これをもとに施策・事業を展開していきます。

○基本目標1
権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進

地域の構成員が互いを認め合い、尊重し合うことのできる地域づくりのために、成年後見制度を十分に周知し、本人や親族、支援者、地域住民が制度を正しく理解できるよう取り組みます。

○基本目標2
権利擁護に係る相談支援体制の充実

本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するに当たり、本人や親族、支援者が気軽に相談できる体制を整えます。また、意思決定支援と身上保護を重視します。

○基本目標3
権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備

支援を必要とする人が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域ぐるみで支援体制を構築するために、地域連携ネットワークのさらなる充実のほか、権利擁護支援の担い手の確保や育成に取り組みます。

第3次あま市地域福祉計画・第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画・
第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画

発行年月：令和6年(2024年)3月
発行：あま市・社会福祉法人 あま市社会福祉協議会
企画・編集：あま市福祉部社会福祉課

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地
電話：052-444-3135(ダイヤルイン) FAX:052-444-1074
社会福祉法人あま市社会福祉協議会
〒490-1104 愛知県あま市西今宿馬洗46番地
電話：052-443-4291(代表) FAX:052-443-5461

